

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月31日
【会社名】	イマジニア株式会社
【英訳名】	Imagineer Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 神藏 孝之
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
【電話番号】	03(3343)8911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 中根 昌幸
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
【電話番号】	03(3343)8911(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 中根 昌幸
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年1月31日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の投資教育事業部門を会社分割（以下「本分割」といいます。）し、新たに設立するイマジニア・インベストメントエデュケーション株式会社（以下、「新設会社」といいます。）に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本分割の目的

当社は、投資教育事業部門において、銀行及び証券会社が投資信託を販売するための支援ツールである投資信託提案支援システムの普及に努めて参りました。この度、投資教育事業部門が軌道に乗り、収益化したことに伴い、収益に対する責任と権限を明確にするとともに、より専門性を高め、事業を拡大し、収益力を強化していくことを目的として、同部門を分社化し、新会社を設立することいたしました。

(2) 本分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割であります。

なお、本分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

(3) 本分割に係る割当ての内容

新設会社は、本分割に際して普通株式600株を発行し、そのすべてを当社に割り当てます。

(4) その他の本分割計画の内容

本分割に係る日程

新設分割計画承認取締役会 平成25年1月31日

分割期日（効力発生日） 平成25年4月1日（予定）

その他本分割計画の内容

当社が平成25年1月31日開催の取締役会で承認した本分割計画の内容は、後記新設分割計画書の通りであります。

(5) 本分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施しておりません。割当株式数については新会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(6) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イマジニア・インベストメントエデュケーション株式会社
本店の所在地	東京都中央区新富一丁目14番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 神藏 孝之
資本金の額	30百万円
純資産の額	60百万円（予定）
総資産の額	60百万円（予定）
事業の内容	投資信託提案支援システム事業、投資教育事業

新設分割計画書

イマジニア株式会社（以下「当社」という）は、当社が投資教育事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する資産、契約その他の権利義務（第4条第1項において定めるところによる、以下「本件権利義務等」という）を新たに設立するイマジニア・インベストメントエデュケーション株式会社（以下「新設会社」という）に対し承継させるため、新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を作成する。

第1条（本件新設分割）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、本件権利義務等を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙A記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役は、以下のとおりとする。
神藏孝之、樋口三千人、河原崎一之、澄岡和憲、中根昌幸
2. 新設会社の設立時監査役は、以下のとおりとする。
笹岡繁博

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件権利義務等は、新設会社の成立の日において当社が本件事業に関して有する別紙B記載の権利義務等とする。
2. 新設会社が当社から承継する債務に関しては、免責的債務引受の方法による。

第5条（本件新設分割に際して交付する株式）

新設会社は、当社に対し、本件新設分割により承継する権利義務等の対価として、普通株式600株を発行し、その全部を当社に交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金）

新設会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

資本金 3,000万円
資本準備金 3,000万円

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成25年4月1日とする。但し、当社は、本件新設分割の手續の進行に応じ必要があるときは、これを変更することができる。

第8条（分割承認手續）

当社は、会社法第805条の規定により、同法第804条第1項の株主総会の承認を得ないで本件新設分割を行うものとする。

第9条（競業禁止義務）

当社は、新設会社の成立の日後においても、本件事業について法令（会社法第21条を含む。）によるか否かを問わず、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（事情変更）

本計画作成日から新設会社の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本計画を変更し又は本件新設分割を中止することができる。

第11条（本計画の効力）

本計画は、本件新設分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

以上

平成25年 1月31日

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
イマジニア株式会社
代表取締役 神藏 孝之

別紙A

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、イマジニア・インベストメントエデュケーション株式会社と称し、英文では、Imagineer Investment Education Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 投資信託提案支援システム事業
- (2) 投資教育事業
- (3) 上記各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 譲渡による当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、取締役会の承認を得なければならない。

(株券の不発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第20条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第23条 当社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

第24条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第26条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

別紙B

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、新設会社の成立の日において、本事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成24年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、金銭の信託、未収入金、その他流動資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(2) 固定資産

本事業に属する有形固定資産、のれん、その他無形固定資産、投資その他の資産のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する預り金、その他流動負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。

(2) 固定負債

本事業に属する固定負債のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能なものの一切。

3. 承継する契約関係（雇用契約を除く）

本事業に係るサービス利用契約、業務委託契約、リース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継する雇用契約

本事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

新設会社は、本件事業に帰属する知的財産権（プログラムに関する著作権等の権利、商標権を含むがこれらに限らない）は承継しないものとし、そのうち新設会社が本事業に使用するものについては、当社が新設会社に使用許諾する。

以上